

平成30年11月9日

自由民主党 御中

日本司法書士会連合会
日本司法書士政治連盟

平成31年度政策要望

司法書士制度に関連する諸問題について、以下のとおり要望する。

要望の趣旨

I 所有者不明土地等関連要望

- (1) 所有者不明土地等の問題の解決のために、司法書士の相続人調査等能力と実績を評価し、司法書士のさらなる活用を図ること
- (2) 所有者調査の重要書類である住民票の除票、除かれた戸籍の附票（以下「住民票の除票等」という。）の保存期間を150年とすること
- (3) 財産管理制度（不在者財産管理制度・相続財産管理制度）における司法書士の活用を図ること

- (1) 所有者不明土地等の問題の解決のために、司法書士の相続人調査等能力と実績を評価し、司法書士のさらなる活用を図ること

人口減少・超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとするなか、所有者不明土地等の問題の解決は喫緊の課題となっている。この問題の発生要因の一つが相続登記未了問題であった。相続登記未了不動産に関する問題を大量かつ円滑に解決するためには、相続人探索を行い、その相続関係を調整し遺産分割の成立を図るといった機能の強化が不可欠である。

本年6月「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」では、関連分野の専門家等の連携協力の必要性が閣議決定され、また「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の第43条において、地方公共団体は、地域福祉増進事業を実施しようとする者その他の所有者不明土地を使用しようとする者の求めに応じ、土地の権利関係について特別の知識を有する者のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとされた。

司法書士は、問題処理の端緒となる相続人探索から、相続人間における権利関係調整支援、遺産分割協議の促進支援、協議成立後の相続手続まで、一貫して関与し対応することが可能な職能である。司法書士の相続におけるこのような対応力は、すでに東日本大震災における被災地復興の過程においての実績からも明らかであり、全国における同様の問題の解決にも活用できるものである。

また、平成14年の司法書士法改正時の衆・参両議院法務委員会の附帯決議において、司法書士の家事事件の代理権については、「司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績を踏まえて早急に検討すること」とされている。

よって、喫緊の問題となっている所有者不明土地等の問題の解決に資するために、相続人調査・遺産分割協議促進等について、さらなる司法書士の活用を求める。

**(2) 所有者調査の重要資料である住民票の除票、除かれた戸籍の附票
(以下「住民票の除票等」という。)の保存期間を150年とすること**

所有者不明土地等の問題を解決するための実務的な作業のスタートは所有者調査である。

所有者調査は、登記記録に記載のある登記名義人の住所、氏名を基に、登記日に存在していた登記名義人と同一人（実在性、同一性）であることを証明する資料として、住民票又はその除票を求め、場合によっては、戸籍、改製原戸籍、除籍及びそれらの附票を求めて所有者を特定することから始めるが、住民票の除票等が閉鎖後の保存期間経過により廃棄されている場合は、所有者又はその相続人を発見することが困難となる。

除籍や改製原戸籍については、かつて閉鎖後50年の保存期間であったが、平均寿命の伸長に伴い、司法書士会として保存期間の伸長を要望し、現在では150年に伸長されている。

本年6月「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」において保存期間の延長について引き続き検討すべきとされ、「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」において、保存期間を150年とすることも考えられるとの最終報告がされた。

また、住民票の除票等の保存期間は現在5年間であることから、戸籍編成の平成改製が行われ、その基になった原戸籍の附票の保存期間が既に5年を経過しているところが多く、各地の市町村において住民票の除票等を廃棄しようとしており、探索の手掛かりを失う事態になりつつある。

よって、所有者調査の重要資料である住民票の除票等について、保存期間を150年とすること及び現在5年の保存期間を経過しているものも直ちに廃棄処分しないことを併せて要望する。

**(3) 財産管理制度（不在者財産管理制度・相続財産管理制度）における
司法書士の活用を図ること**

財産管理制度は、所有者不明土地問題への対応策として、私人間の問題解決

や公共事業の用地取得など、様々な場面で活用され重要な機能を果たしている。司法書士は、財産管理人の候補者の確保等、財産管理制度の円滑な活用に向けて協力を行い、また昨年9月には法務省民事局長から引き続き協力の依頼要請を受けているところである。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の第38条において、国の行政機関の長又は地方公共団体の長は所有者不明土地につき、適切な管理のために特に必要があると認めるときは、財産管理人の選任申立権が付与された。しかし、財産管理人選任申立には予納金の納付が必要であり、事案によって異なるが不在者財産管理であれば30万円から50万円、相続財産管理であれば50万円から100万円が目安とされている（国土交通省平成30年10月資料）が、地方公共団体にはそのような財源が十分でない地方公共団体もあり、結果活用されないことも予想される。

よって、財産管理人の候補者として過去十分な実績を持つ司法書士を活用することを要望する。また、同法第38条を実効性のあるものとするために、地方公共団体に対する予算的措置を併せて求める。

Ⅱ 震災関連要望

(省 略)

Ⅲ 未成年後見関連要望

(省 略)

Ⅳ 戸籍謄本等職務上請求における手数料納付手続の改善要望

オンライン交付申請による戸籍謄本等の職務上請求及びその手数料等の電子納付を可能とすること
--

司法書士は、相続登記の申請人からその嘱託を受け、戸籍謄本等の職務上請求を行う機会が多いが、現状においては、郵送でのやり取りと、手数料及び郵送料の支払が定額小為替に限定されていることから、煩雑な手続を余儀なくされており、相続人が多数に上る場合には、戸籍謄本等の請求及び取得に要する日数も長期にわたることとなっている。

例えば、神戸市においては、すでにオンライン申請により戸籍謄本等を請求し、手数料と郵送料をクレジットカードで決済することが可能（ただし、代理人による請求は、不可。）となっている。

よって、相続登記の迅速処理のため、このシステムを全国の自治体に拡げて、少なくとも資格者代理人による職務上請求の場合は、オンライン申請及びその手数料等の電子納付を可能することを求める。